

平成29年度第3回京都市民健康づくり推進会議

日時：平成30年3月19日（月）

午後1時15分～午後2時45分

場所：御所西 平安ホテル1階「平安の間」

[開会の挨拶]

[報告]

各構成団体の取組報告

[議題]

「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」について

[閉会の挨拶]

<資料>

- 1 京都市民健康づくり推進会議構成団体等名簿
- 2 平成29年度京都市民健康づくり推進会議出席者名簿
- 3 " 座席図
- 4 京都市民健康づくり推進会議開催要綱
- 5 各構成団体における平成29年度取組実績・平成30年度取組予定
- 6 「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」
- 7 「健康長寿笑顔のまち・京都推進プラン」（仮称）骨子案に対する市民の皆様からの御意見・御提言と本市の考え方
- 8 京都市民健康づくり推進会議での主な意見について

京都市民健康づくり推進会議構成団体等名簿

区分	機関団体等
学識経験者	京都大学大学院医学研究科 教授 中山健夫氏 京都府立医科大学大学院医学研究科 准教授 栗山長門氏
市民委員	駒井 一正氏 福井 登志江氏
地域	京都市体育振興会連合会 京都市地域女性連合会 京都市PTA連絡協議会 京都市保健協議会連合会 すこやかクラブ京都 ((一社) 京都市老人クラブ連合会)
保育・教育機関等	(公社) 京都市保育園連盟 (公社) 京都市私立幼稚園協会 京都市小学校長会 京都市立中学校長会 京都府私立中学高等学校連合会 京都大学 環境安全保健機構 健康管理部門 健康科学センター
企業・職場	京都商工会議所 京都府中小企業団体中央会 京都労働局労働基準部 京都労働者福祉協議会 (一財) 京都工場保健会 (独法) 労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター
保健医療機関等	(一社) 京都府医師会 (一社) 京都府歯科医師会 (一社) 京都府薬剤師会 (公社) 京都府看護協会 (公社) 京都府栄養士会 (公社) 京都府歯科衛生士会 (一社) 京都精神保健福祉協会 (一財) 京都予防医学センター (特非) 日本健康運動指導士会京都府支部
医療保険者	京都府国民健康保険団体連合会 健康保険組合連合会京都連合会 全国健康保険協会京都支部
マスメディア	(株) 京都新聞社 (株) 京都放送
京都市	京都市教育委員会 京都市保健所 京都市衛生環境研究所 京都市こころの健康増進センター 京都市健康増進センター

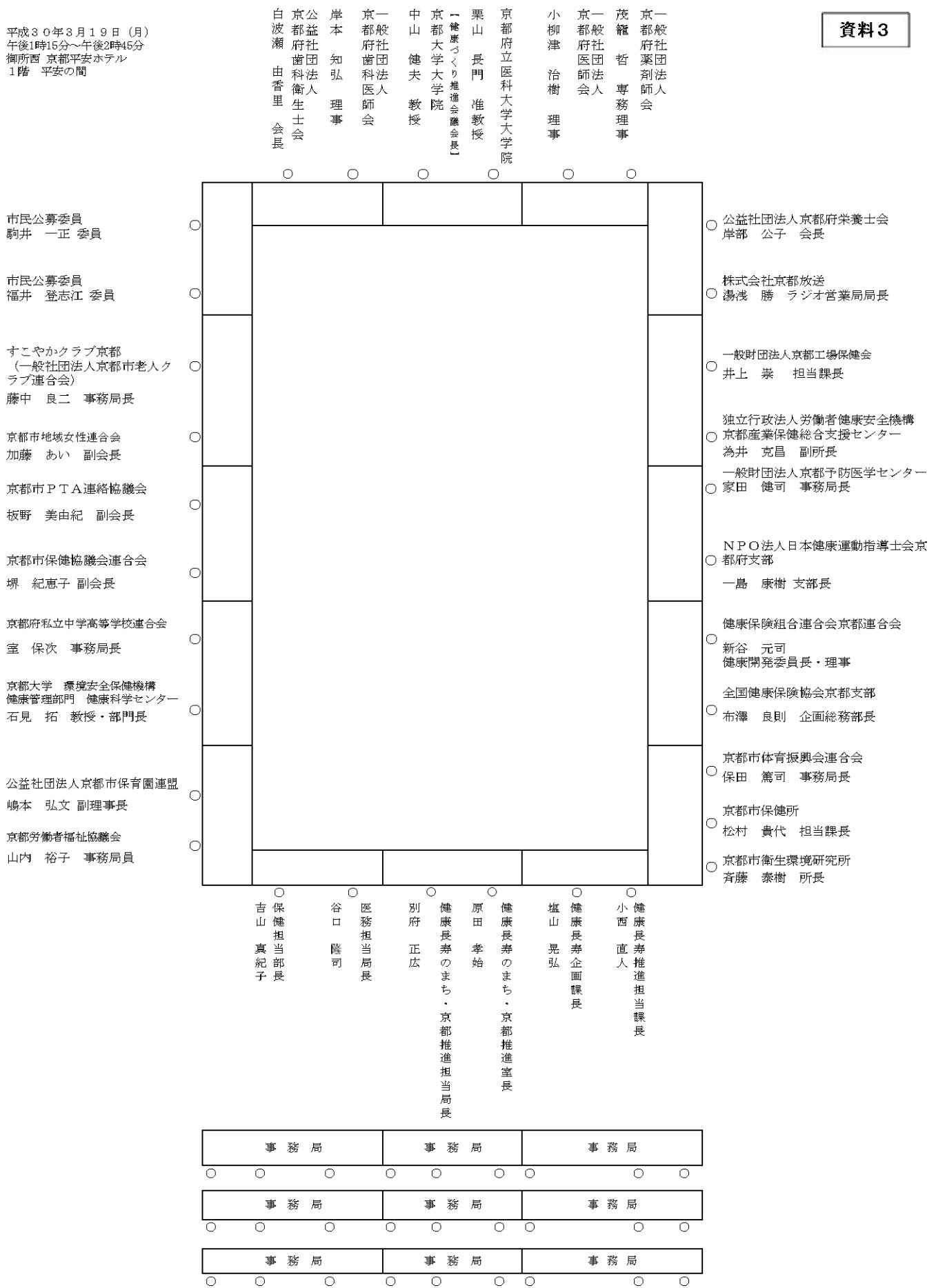
平成29年度京都市民健康づくり推進会議出席者名簿

(敬称略)

区分	機関・団体等	職名	参加者
学識経験者	京都大学大学院医学研究科 教授 中山 健夫氏 なかやま たけお	一	本人
	京都府立医科大学大学院医学研究科 准教授 粟山 長門氏 りやま ながと	一	本人
市民委員	駒井 一正氏 こまい かずまさ	一	本人
	福井 登志江氏 ふくい としえ	一	本人
地域	京都市体育振興会連合会	事務局長	やすだ あつし 保田 篤司
	京都市地域女性連合会	副会長	かとう 加藤 あい
	京都市P T A連絡協議会	副会長	いたの 板野 美由紀
	京都市保健協議会連合会	副会長	さかい きえ こ 堀 紀恵子
	すこやかクラブ京都（（一社）京都市老人クラブ連合会）	事務局長	ふじなか りょうじ 藤中 良二
保育・教育機関等	(公社) 京都市保育園連盟	副理事長	しまもと こうぶん 嶋本 弘文
	京都府私立中学高等学校連合会	事務局長	むろ 堂 保次
	京都大学 環境安全保健機構 健康管理部門 健康科学センター	教授・部門長	いわみ 石見 拓
企業・職場	京都労働者福祉協議会	事務局員	やまうち ひろこ 山内 裕子
	(一財) 京都工場保健会	課長	いのうえ 井上 繁
	(独法) 労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター	副所長	ためい 為井 克昌
保健医療機関等	(一社) 京都府医師会	理事	おやいづ 小柳津 治樹
	(一社) 京都府歯科医師会	理事	きしもと 岸本 知弘
	(一社) 京都府薬剤師会	専務理事	もろ 茂籠 哲
	(公社) 京都府栄養士会	会長	きしべ 岸部 公子
	(公社) 京都府歯科衛生士会	会長	しらはせ 白波瀬 由香里
	(一財) 京都予防医学センター	事務局長	いえだ 家田 健司
	(特非) 日本健康運動指導士会京都府支部	支部長	いちじま 一島 康樹
医療保険者	健康保険組合連合会京都連合会	健康開発委員長・理事	しんたに 新谷 もとし 元司
	全国健康保険協会京都支部	企画総務部長	ぬのざわ 布澤 よしのり 良則
マスメディア	(株) 京都放送	ラジオ営業局局長	ゆあさ 湯浅 まさる 勝
京都市	京都市保健所	担当課長	まつむら 松村 たかよ 貴代
	京都市衛生環境研究所	所長	さいとう 斎藤 たいじゅ 泰樹

資料 3

平成30年3月19日(月)
午後1時15分～午後2時45分
御所西 京都平安ホテル
1階 平安の間



「京都市民健康づくり推進会議」開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「すべての市民が心身ともに健やかにくらせるまち京都」の実現を理念として策定した「京都市民健康づくりプラン」を推進する組織として、「京都市民健康づくり推進会議」（以下「会議」という。）を開催し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「京都市民健康づくりプラン」の推進に関すること。
- (2) その他市民の健康の保持増進に関すること。

(構成)

第3条 会議は、第1条の目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う別表の団体、学識経験者等及び公募により参加した市民委員等（以下「構成団体等」という。）で構成する。

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、構成団体等の中から市長が指名する。
- 3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、必要がある時は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 市長は、「京都市民健康づくりプラン」に基づく分野別行動指針の推進を図るため、次に掲げる部会を開催することができる。なお、「休養・こころの健康」に係る分野別行動指針については、市長が別に定める推進組織と連携し、取組を推進する。

- (1) 食育推進部会
- (2) 身体活動・運動に関する行動指針推進部会
- (3) 口腔保健部会
- (4) たばこ対策推進部会
- (5) 飲酒に関する行動指針推進部会

- 2 部会は、部会長及び構成団体等で構成する。

- 3 部会長は、市長が指名する。

(事務局)

第7条 会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課で所掌する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。